

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約に関する公表について

御浜町契約規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約(障害者支援施設等、シルバー人材センター、若しくは母子福祉団体から役務の提供を受ける場合又は障害者支援施設が製作した物品を買い入れる場合のもの)を適用し契約するものに係る教育委員会所管の契約締結前及び契約締結後に関する情報について、以下のとおり公表します。

契約締結前					契約締結後		備考
番号	件名	契約締結 予定時期	契約内容	資格要件	契約相手方	契約 金額(税込)	
1	日常清掃業務	令和6年4月	中央公民館内における 日常清掃業務	地方自治法施行令第167条の 2第1項第3号に該当する障害 者支援施設	特定非営利活動法人南 紀会 南紀さんさんワーク	551,418円	